福島県県有建築物の耐震化の状況について

1	公表の目的	P 1
2	公表する県有建築物	P 1
3	建築物の耐震診断の基準	P 2
4	平成30年度に実施した耐震改修	P 3
5	県有建築物の耐震化の状況	P 3
6	今後の対応について	
7	県有建築物の棟別の耐震診断結果等について	
8	本公表に関する問い合わせ先	
〈参え	学 〉	
1	防災上重要建築物及びその他の特定建築	
	物の区分による耐震化の現況	•••• P 5
2	用語の説明	····· P 6

平成31年4月25日

県有建築物保全推進連絡会議

福島県県有建築物の耐震化の状況

平成31年4月25日 県有建築物保全推進連絡会議

1 公表の目的

県有建築物は、防災拠点施設としての庁舎等、避難施設としての学校、緊急医療施設としての病院など、その多くが災害時の拠点施設となります。このため、県ではこれらの防災上重要な建築物について、平成8年度から耐震診断や耐震改修等を進めています。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)」により平成 19年に「福島県耐震改修促進計画」を策定するとともに、県有建築物における実 施計画である「福島県県有建築物の耐震改修計画(以下「本計画」という。)」をま とめ、計画的に耐震改修を推進しています。

本計画では [防災上重要建築物] と [特定建築物] のうち、昭和56年以前に建築された旧耐震基準による県有建築物の耐震化の進捗状況について、毎年度末の状況を速やかに公表することとしてます。

この公表は、耐震化の進捗状況、今後の対応について、県民の皆様に御理解をいただくとともに、災害時における安全・安心の確保と情報の共有を図ることを目的として行うものです。

この度、平成30年度に実施した耐震改修等の結果がまとまりましたので、平成31年4月1日時点での耐震化の状況を公表します。

2 公表する県有建築物

- (1) 県の地域防災計画で指定された『防災上重要建築物』 ・・・・・947棟 (防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設)
- (2) 法第14条に規定する不特定多数が利用する建築物であって、一定規模以上のもの (以下『特定建築物』という。) ・・・・・496棟 計 1,443棟
- ※1 「福島県耐震改修促進計画」では公営住宅も耐震化の対象としていることから、 全ての県営住宅について上記(1)、(2)とは別に末尾(別表2)に一括して公 表します。
- ※2 棟数は、新築、解体、用途廃止等により、毎年増減します。
- ※3 使用停止中の建築物(計35棟)については、耐震化率の算定対象には含めず に、東日本大震災前の耐震性能を別表1に括弧書きで掲載しています。

3 建築物の耐震診断の基準

旧耐震基準の建築物について、以下のいずれかの基準にて耐震診断を行っています。

(1) 鉄筋コンクリート造 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断準」

(財団法人 日本建築防災協会)

(2) 鉄骨造 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」

(財団法人 日本建築防災協会)

「屋内運動場の耐震性能診断基準」

(文部科学省大臣官房文教施設企画部)

なお、これらの基準等で診断した建築物の構造耐震指標値(Is)により、耐震性能を下表のように4つのランクに判定しています。

ランク	建築物の構造耐震指標値	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
判定	(I s)	(耐震性能)
Α	$I s \ge I s o$	大地震※2の震動及び衝動に対して倒壊し、又
		は、崩壊する危険性が低い。
В	$I s o > I s \ge 0. 6 *_1$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、
		崩壊する危険性が低いが、施設機能※3が確保
		できないおそれがある。
С	$0.6 *_1 > I s \ge 0.3 *_1$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、
		崩壊する危険性がある。
D	$0. 3 \times 1 > I s$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、
		崩壊する危険性が高い。

- (注) ※1 財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 の第一次診断法による場合は0.6を0.8と、0.3を0.4と読み替え て適用する。
 - ※2 大地震とは、建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかも知れない地震であり、 震度6強から震度7を想定しています。
 - ※3 施設機能とは、大地震後、当該建築物が大きな補修をすることなく防災活動、 避難、救護活動、医療活動等の拠点として使用できることをいいます。

新耐震基準の建築物は、耐震診断の必要がありません。

4 平成30年度に実施した耐震改修

郡山北警察署本宮分庁舎など計10棟の耐震改修を実施しました。

単位:棟

			1 1 1 1 1
分類	C→A	D→A	1
庁舎	1	4	5
学校	0	0	0
病院	0	0	0
その他	5	0	5
計	6	4	1 0

「その他」: 居住施設、福祉施設、集会施設等

5 県有建築物の耐震化の状況

平成31年4月1日時点の耐震化率を下記のとおり公表します。 なお、次の(1)に該当する建築物は耐震化率の算定には含めておりません。

(1) 原発事故による避難指示区域の指定等により使用停止となったもの(35棟)。 ※ (1)に該当する建築物は別表1の備考欄に使用停止中と記載。

耐震化率 =
$$\frac{(A \ni \nu \rho + B \ni \nu \rho + 新耐震基準の建築物)$$
 ※ (1) を除く
(旧耐震基準の建築物と新耐震基準の建築物の計) ※ (1) を除く
= $\frac{730 + 18 + 678}{765 + 678}$ = $\frac{1,426}{1,443}$ = 98.8%

平成31年4月1日時点の耐震化率は、平成30年4月1日時点の98.0%から0.8ポイントアップの98.8%となりました。目標(平成32年度目標耐震化率98%以上)は達成しておりますが、引き続き、対象建築物全ての耐震化を推進します。

平成31年4月1日時点

単位:棟

耐震性能	旧耐震基準				新耐震 合計		耐震化率	
分類	Α	В	С	D	計	基準		(%)
庁舎	5 7	7	7	5	7 6	7 9	1 5 5	92.3
学校	4 4 1	1 0	2	0	4 5 3	2 3 6	689	99.7
病院	7	0	0	0	7	6	1 3	100.0
その他	2 2 5	1	3	0	2 2 9	3 5 7	5 8 6	99.5
計	7 3 0	1 8	1 2	5	7 6 5	6 7 8	1,443	98.8

6 今後の対応について

今後も、対象建築物全ての耐震化を推進します。

7 県有建築物の棟別の耐震診断結果等について

- (1) 県有建築物の棟別の耐震診断結果等のリスト (別表1) (特定建築物である県営住宅を含む。)
- (2) 全ての県営住宅の棟別の耐震診断結果等のリスト (別表2)

8 本公表に関する問い合わせ先

別表の「管理部局」欄に記載された部局毎に、以下のとおりです。

(1)全体集計に関する内容

県有建築物保全推進連絡会議

事務局 土木部営繕課 (024-521-7530)

- (2) 各施設に関する内容・・・次の各施設の各部局等
- ① 総務部 総務課 (024-521-7026)

総務部のうち県庁舎・合同庁舎・職員公舎に関する内容

施設管理課 (024-521-7080)

- ② 危機管理部 危機管理課 (024-521-8652)
- ③ 企画調整部 文化スポーツ局

文化振興課 (024-521-7179)

文化スポーツ局のうち海洋科学館に関する内容

生涯学習課 (024-521-7404)

- ④ 生活環境部 生活環境総務課 (024-521-7156)
- ⑤ 保健福祉部 保健福祉総務課 (024-521-7217)
- ⑥ 商工労働部 商工総務課 (024-521-7269)
- ⑦ 農林水産部 農林総務課 (024-521-7384)
- ⑧ 土木部 土木総務課 (024-521-7454)

土木部のうち県営住宅に関する内容

建築住宅課 (024-521-7521)

- ⑨ 病院局 病院経営課 (024-521-7229)
- ⑩ 教育庁 財務課施設財産室 (024-521-8231)教育庁のうち図書館・美術館・博物館・自然の家に関する内容

社会教育課 (024-521-7788)

① 警察本部 施設装備課 (024-522-2151)

く参考>

1 防災上重要建築物及びその他の特定建築物の区分による耐震化の現況

平成31年4月1日時点

単位:棟

1 /*/						T	1 124 . 1/1
	区分	新耐震基準	旧	耐震基準	建築物数	耐震性有	耐震化率
		の建築物		うち耐震性有	4	建築物数⑤	(%)
		1	2	3	(1+2)	(1+3)	5/4
防	防災拠点施設			8 5			
災		7 5		7 3	160	1 4 8	92.5
上	避難施設			498			
重		272		4 9 6	770	7 6 8	99.7
要	緊急医療施設			1 1			
建		6		1 1	1 7	1 7	100.0
築	小計			5 9 4			
物		3 5 3		5 8 0	9 4 7	9 3 3	98.5
その	他の特定建築物			171			
		3 2 5		168	4 9 6	493	99.4
	合計			765			
		6 7 8		7 4 8	1,443	1,426	98.8

※③は旧耐震基準のうちAランクとBランクの合計

2 用語の説明

(1) 防災上重要建築物は、下表に該当する建築物です。

構造体を中心とする 耐震安全性の 分類 目的別に安全 性を確保する分類			構造体の耐震性能の向上 るべき施設 (I類)	構造体の耐震性能の向上を図る べき施設 (Ⅱ類)		
防災 拠点 施設 (a類)	連絡通信・活動指令等、防災拠点として諸機能の確保を必要とする施設	аI	災害対策本部を設置する 官公庁 ア 県庁舎 イ 県合同庁舎 ウ 市町村役場 エ 警察署 オ 消防署 カ 保健所 キ その他これに類する 重要施設	аⅡ	災害対策本部の指令・命令により活動する官公庁 又は特定業務を行う施設 ア 県の出先庁舎 (県合同庁舎を除く) イ 市町村の分庁舎 ウ その他これに類する施設	
避難 施設 (b類)	被災住宅の避 難場所として の期待を担う 特定施設	bІ	市町村地域防災計画に位置づけられている施設ア 県立高等学校 イ 公立の小学校・中学校ウ 公立の公民館・集会所エ 公立体育館	bⅡ	副次的に避難施設として 役割を担う施設 ア 県立及び私立高等学校 イ 公立の小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立の社会福祉施設等 オ その他これに類する施設	
緊急 医療 施設 (c類)	緊急時の医療 活動施設	сI	緊急時等に医療活動の責務 を有する施設 ア 県立病院	с П	緊急時等に医療活動の責 務を有する施設 ア 民間病院 イ 診療所 ウ その他これに類する施設	

(備考)

- 1 県有建築物の対象棟は建築基準法第6条第1項第2号、同第3号による建築物の規模となるものを対象としている。ただし、県立学校については校舎(特定建築物とこれに接続する棟を含む。)、屋内運動場及び寮(寄宿舎)を対象としている。
- 2 本計画における県有建築物の「居住施設」については、特定建築物であるものを対象とし「居 住施設」を防災上重要建築物に含めていない。

(2) **特定建築物**は、法第14条の規定による不特定多数の者が使用する一定規模以上の 建築物であって、新耐震基準及び特定既存耐震不適格建築物を含み、県有建築物は主 に下表に該当する建築物となります。

用 途	規模
盲学校、聾学校、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
共同住宅、寄宿舎	階数3以上かつ1,000㎡以上
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上	階数3以上かつ1,000㎡以上
必要な建築物	
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上

(3)その他の用語の説明

新耐震基準の建築物 (以下「新耐震基準」)	昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定の基準により建設した建築物。 (建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかも知れない程度の地震(震度6強~7程度)に対し、建築物の柱、壁、梁、斜材などに部分的なひび割れ等の損傷を生じても、最終的に崩壊からの人命の保護を図るもの。)
旧耐震基準の建築物 (以下「旧耐震基準」)	上記以前の基準により建設した建築物。
特定既存不適格建築物	法第14条に規定される旧耐震基準の建築物であって政令で 定める用途・規模以上の建築物。
I s (建築物の構造耐震指標値)	建築物の構造体の耐震性能をあらわす指標値。
Iso	想定した地震動レベル(震度6強程度を想定)に対して建築 物が所要する耐震性能が安全であるために必要とされる指標 値。
構造耐力上主要な部分	柱、壁、梁、斜材などで建築物の自重、積載荷重、積雪およ び地震などの衝撃や振動を支えるもの。
RC	鉄筋コンクリート造
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
S	鉄骨造
W	木造